

平成 2 1 年度

第 4 回東京都食品安全審議会検討部会

日 時：平成 2 1 年 7 月 1 3 日（月）午前 1 0 時～

場 所：東京都庁第一本庁舎北側 4 2 階 特別会議室 C

午前9時58分開会

【中村食品監視課長】 おはようございます。お待たせいたしました。少し早いのですが、委員の皆様がおそろいになりましたので、ただ今から平成21年度第4回東京都食品安全審議会検討部会を開催させていただきます。委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

初めに、東京都食品安全審議会規則第6条に基づきまして、委員の皆様の出席状況の確認をさせていただきます。ただ今御出席の委員は8名で、総数9名の過半数に達しており、定足数を満たしておりますことを御報告いたします。

なお、本日小島委員におかれましては、お休みとの御連絡をいただいております。

また、事務局側として梶原部長が出席の予定でございましたが、急遽予定が入りましたため、欠席させていただきます。

それでは、丸山部会長に審議の進行をお願いしたいと思います。

【丸山部会長】 皆さん、おはようございます。それでは、ただ今から議事に入りたいと思います。これまで3回の検討部会を開きまして、これは最初の予定より1回多く行っておりますが、現計画の評価、次期計画の基本的プラン、そして戦略的プランの策定について、検討を進めてまいりました。計画の改定について一通りの審議を経まして、本日は、これまでの検討内容を審議会の親会に報告するために、検討内容の取りまとめを行いたいと思います。

資料1、2として、これまでの検討内容について事務局でまとめた、中間のまとめ(案)が既に皆様のお手元に届いていると思います。今日は、これらをもとに御審議いただきたいと思っております。4章から成る大変ボリュームのあるものでございますので、検討の流れといたしましては、まず、2章ずつ、事務局から内容についての説明をいただいて、そこで簡単な御質問をお受けした後、全体についての御質問、審議という形にしたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、事務局から、中間のまとめ(案)について説明をお願いしたいと思います。事前に皆様方に資料を発送してございますので、短い時間ながら委員の皆様方は目を通されていると思いますが、2章までの説明をお願いしたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

【中村食品監視課長】 それでは、資料1と資料2の第1章、第2章につきまして、私から御説明申し上げます。なお、参考資料1、2も合わせて御覧いただきながら進めさせていただければと思います。

参考資料1は、基本施策、現計画では基本的プランと申しておりますが、基本施策一覧の新旧比較表です。現行では50ある基本施策を、新しい案では48に整理いたしまして、全庁的な食品安全行政に係わる施策を網羅的に示したものです。

参考資料2は、重点事業であります戦略的プランの新旧比較表でございます。現行のプランが11あるのに対して、次期のプラン(案)では、現在のところ9プランとして考えております。これらの参考資料を見ていただきながら、資料1と2の御説明を進めさせていただきます。

それでは、資料1の概略図を御覧ください。資料2にあります本文の概要を示したものでございます。本文と同様に、第1章、第2章、第3章、第4章から成り立って

おります。

まず、第1章の改定に当たっての考え方から確認させていただきます。第1節は、計画の基本的事項として、1及び2は、この計画と食品安全条例の関係について改めて確認したものでございます。3は、計画の構成を示しており、計画期間は、平成22年度から26年度までの5年間でございます。

第2節には、現在の計画策定以降に様々に生じた課題として、主なものを7つ整理しております。1番の食品事業者のコンプライアンスの向上が求められているというところから、7番の食品安全に関する正しい情報提供の充実というところまでです。主にこの7つの要請事項を踏まえて課題を解決するための対応が、第3章の戦略的プランになります。

第2章では、戦略的プランを構成するための都庁各局の基本的な施策一覧を示してございます。第2節にまとめておりますが、4つの施策の柱と12の課題に基づきまして、合計48の基本施策がございまして、先ほどお話した参考資料1の右側に該当します。

施策の柱としましては、施策の柱1は、事業者責任による食品の安全確保ということで、様々な施策がございまして、主に事業者自ら取り組んでいただく施策を分類しております。施策の柱2は、生産から消費までの一貫した未然防止・拡大防止対策として、主に行政庁が中心となり、監視指導や事業の促進策を実施していくものです。施策の柱3は、関係者による相互理解と協力の推進として、中心は消費者の方となります。例えば、食品表示の適正化は、担保するのは行政庁であり、直接的には事業者が表示をするわけですが、最終的に食品表示を判断するのは、手にとって見られる消費者でありますから、消費者の参加が不可欠です。事業者、行政ももちろん参加しますが、中心的役割を消費者が担う施策として施策の柱3がまとめてあります。施策の柱4は、施策の柱1から3を確保するための基盤づくりとして、例えば、10番、基盤となる調査研究・技術開発、あるいは人材の育成、それから、当然のことではありますが、区市町村、国などとの連携をまとめております。特に、国におかれても消費者庁の構想が進展しつつありますが、そうしたものも見据えての施策になります。

第3章の戦略的プラン(重点的・優先的に取り組むべき施策)策定の考え方ですが、第1節には、第1章の第2節で7項目に整理いたしました直近の課題に対応して、3つの方向性に対応した施策の充実を図るということで整理しております。

施策の方向性1が、食品事業者のコンプライアンスを高め、自主管理を向上するための施策の充実を図ることということで、プラン1と2で構成されております。

施策の方向性2は、健康被害の未然防止・拡大防止に力点を置いた施策の充実を図ること、これは、行政庁が中心となって進めるプランです。

施策の方向性3は、食の信頼確保に向けた都民への情報提供の充実を図ることということで、リスクコミュニケーションに関係するものをまとめております。後ほど本文の方で詳しく御説明申し上げます。

第4章では、計画の実施に向けての考え方として、各局連携の場である食品安全対策推進調整会議を活用して、全庁的な取組を一層推進するという、それから計画の実施と検証につきましては、現計画もそうですけれども、進捗状況をきめ細かく管理して、こちらの審議会に報告することはもちろん、都民の方にも広く情報提供をし

ながら随時進行管理を図っていくことが必要であるということでもまとめております。

以上、資料2、中間のまとめ(案)の骨子をこちらに示させていただきました。

引き続きまして、資料2、第1章、第2章につきまして説明いたします。

資料2の1ページを御覧ください。「はじめに」として、導入部分を書いてございます。これまでの経緯と条例との関係、それから今後5年間の計画について、検討部会を設けて検討を行うということのまとめでございます。

第1章では、計画改定に当たっての考え方を記載しております。リード文であります2ページに、1つは、条例に基づいて5カ年計画として推進計画を策定するということ、それから第3段落にあります、「その間も、食品事業者による偽装表示や賞味期限の改ざんなどの事件が」というような文言で、第2節で整理する課題に対応するために改定するということを書いてございます。

第1節には、計画の基本的事項を記載しております。第1では、食品安全条例と推進計画の関係が改めて確認しております。第2の計画の基本的視点では、「事業者責任を基礎とする安全確保」、「最新の科学的知見に基づく安全確保」及び「都、事業者、都民の相互理解と協力に基づく安全確保」という3つの基本理念が条例に掲げてございますが、次期の計画でもこのフレームに基づいて構成するとしております。

3ページでございますが、第3の計画の構成では、先ほど申しました、第2章から第4章の構成を記載してございます。第2章で基本施策の総合的体系をお示した上で、第3章に重点的・優先的に取り組むべき戦略的プランを記載するというところでございます。

一番下の括弧書きのところには、食品の「安全」と「安心」の考え方について、簡単に書いてございます。これは、前回の計画でもお示した内容でございます。安全と安心については様々な定義がございますが、今回の計画の中ではこの考え方でいきたいということで、これについても後ほど御意見をいただければと思います。

内容を御確認いたしますと、「食品の安全性については、科学的な根拠に基づく評価が必ずしも都民に受け入れられないこともある。食品に対する都民の安心感は、個人の主観であり、行政や事業者への信頼度などにより、それぞれに異なった判断基準がある。

本報告では、食品にはリスクが潜在することを前提に、最新の科学的知見に基づいた対策が講じられ、健康への悪影響の可能性ができる限り少なくなっている状態を「安全」という概念で整理する。

また、食品にリスクが潜在することや、安全確保に向けた様々な取組がなされ、健康への悪影響の可能性が最小限となっていることに関して、都民が十分に情報を得ることができ、不安や疑問が解消され、事業者や行政の取組に対して多くの都民の信頼が醸成されている状況を「安心」という概念として整理した。」ということで、本報告書では、基本的にこのような考え方で進めたいということでございます。これにつきましても、もし御意見をいただければ、後ほどお願いしたいと思います。

続きまして、第2節 現計画策定後に生じた新たな課題ですが、これがまさに、次の時代にどのように対応していくかということであろうかと思っております。主に、7つの事項ということで整理させていただきました。

まず第1点は、食品事業者のコンプライアンスの向上です。食品事業者の故意あるいは重い過失によって、消費者、国民の信頼を裏切るような事件が相次ぎました。これにつきましては、食品事業者自らに行っていただくコンプライアンスの向上が欠かせないということでもあります。

2番目に、食品事業者の自主的衛生管理の更なる推進です。コンプライアンスは、法令順守、あるいはその周辺の概念を巻き込む広い概念ではありますが、2番目には、特に食品衛生、自主的衛生管理の推進ということで頂立てさせていただきました。現計画を策定してからこの間、ノロウイルスが数年前に爆発的にブレイクいたしましたし、最近では、カンピロバクターによる食中毒が一向に減少する傾向が見られません。こういうものに対応するためにも、自主的衛生管理の推進が求められるということでございます。

3番では、健康危機発生時の迅速な対応を挙げております。例えば、輸入冷凍餃子の事件のように、非常に事件性の高い事件につきましても対応が求められております。これにつきましては、衛生行政の対応だけでは不十分ではありますが、広く関係機関と協力しながら対応することが求められているという認識でございます。

4番は、海外情報・学術情報の幅広い収集です。輸入餃子やメラミンの事件など、海外からの影響がありましたが、特にメラミンの事件につきましては、1年前にアメリカでペットフードの事件が発覚しておりました。これを十分に生かせなかった側面があります。1年おくれで日本でもブレイクした訳でございますが、こういうものにつきまして、反省として、海外での情報をよりきめ細かく収集していく必要性というのがここで示唆されております。

5番、食物アレルギーの対策。これは個別の事業ではありますが、東京都が直近で行いました調査におきましても、子供を中心として、アレルギーの罹患率が増えております。この中では食物アレルギーも大きな構成を占めておまして、特に食物アレルギーは、アナフィラキシーショックにより場合によっては人の生命に危険を及ぼす可能性もあるものでございます。今後5年間、重点的に取り組みたいと考えております。

6番は、関係機関の一層の連携強化です。先ほど申しましたとおり、食品に関する様々な事象に対して、食品衛生法だけでは対応が不十分でありまして、各法を所管する関係省庁、あるいは区市町村、さらに、今後は消費者庁構想がございますので、これらの機関との連携協力などが求められているという問題提起でございます。

7番は、食品については様々な情報が入り乱れておりますけれども、食品安全に関する正しい情報提供の充実が一層必要であろうというものです。

これら7つの課題に対応するように次期計画を改定するというところでございます。

なお、5ページの下に、「コンプライアンス」の考え方を記載しております。こちらでも、この報告書内での用語の用い方でございます。都民の食への信頼を回復するという視点から、本報告では、「企業の法令順守」のみでなく、「企業が法令や社会規範・企業倫理を守ること」と広義にとらえて、コンプライアンスという言葉を使用したいと考えております。

続きまして、第2章 都における生産から消費に至る食品安全確保施策の総合的な体系です。先ほど、資料1及び参考資料1で御説明した内容につきまして、詳細に書い

てございます。7ページには、合計48の各局の具体的施策が書いてございます。8ページからは、表1として、1から48までの施策の具体的な内容を記載してございます。表1は、本来参考資料として巻末につけるべきものかと思いますが、そういったしますと少し位置が離れてしまいますので、中間のまとめでは本文に近いところに記載してございます。

簡単でございますが、まず導入といたしまして、本文の第2章までの説明をさせていただきます。以上でございます。

【丸山部会長】 ありがとうございます。事務局から、全体像と中間まとめ(案)の第2章までを説明していただきました。この部分について、御質問をいただきたいと思えます。

ただ、内容に深く係わる事項ですと、これから説明いただく第3章の戦略的プランとも深く関係するものと思えます。ここでは、表現などの簡単な御質問に止めていただいて、内容の深いところについては、第4章までの説明が終わってから、総合的に踏み込んで御審議いただく方がよろしいかと思えます。そのようにお願いしたいと思えます。

それでは、第1章、第2章の表現などに関しまして、御質問がありましたらどうぞ。

【中村食品監視課長】 安全、安心、コンプライアンスについては、都庁が積極的に定義するという意図はありません。広く様々な解釈があるかと思えますが、この報告書の中での言葉遣いということで御理解いただければと思えます。

【丸山部会長】 すみません、私から質問です。そのことについて、「安全」と「安心」の考え方をここにコラムとして書いたのには、何か必然性はあるのですか。

【中村食品監視課長】 「安全」と「安心」は、報告書内にはあまり使っていないのですけれども、議論の流れを想定いたしまして、資料の早い段階で整理させていただきました。最終的な報告書としては、巻末の語句説明でもいいかと思えます。これは、今回の資料での位置付けとして、早い段階に置かせていただきました。

【丸山部会長】 そうですか。親会に上げる案としても、ここに置く考えですか。

【中村食品監視課長】 いえ。それは御意見をいただきまして、検討したいと考えております。特にこだわりはございません。

【丸山部会長】 そうですか。では、そのことも含めて御意見をいただきたいと思えます。いかがでしょうか。矢野委員、どうぞ。

【矢野委員】 2ページ、第1章の計画改定に当たっての考え方のところ。第2節の新たな課題とも関係しますが、この間、消費者視点の立場から申せば、一番大きなことは、消費者庁の誕生です。消費者行政一元化の中で、改めて消費者視点の行政の推進が非常に求められていると思えます。3段落目の「しかし」以降のところ、この間生じた様々な問題に当たる部分が列記されていますが、消費者視点に立った施策の推進が求められているということ、消費者庁の誕生とともに入れていただくことを希望します。

合わせて、第2節、新たな課題の6番、関係機関の一層の連携強化では、消費者庁が新たな機関として明記はしてありますが、これだけですと厚生労働省や農林水産省と同様の省庁機関としてだけの表現に止まっています。むしろ、タイトルも、「関係機

関の一層の連携強化と消費者視点に立った施策の推進」という風に盛り込むのはいかがでしょうか。2段落目の「消費者庁を含め」のところも、もう少し言葉を膨らませて、消費者視点に立った行政の施策が求められていることを明記していただきたいと思っております。

【丸山部会長】 ありがとうございます。

【中村食品監視課長】 消費者庁は大きな要素ではありますが、国に聞かましても、まだ具体的に決まっていないところもあります。計画が策定されるまでにはさらに具体化されると思いますので、詳細にこちらに書き込むことが可能かと思えます。今は、こうした表現をさせていただいて、また実態に応じて実質的な内容を書き込めればと考えております。

【矢野委員】 今述べましたことは、消費者庁の具体的な機能のことではありません。消費者庁が誕生する前提として、消費者行政、それから消費者視点の施策が求められたということがありますので、基本的な考え方として、計画改定に当たってはそういう新たな考え方がより重要であるということを含んでいただきたいと考えております。

【丸山部会長】 よろしいでしょうか。

【中村食品監視課長】 はい、分かりました。

【丸山部会長】 他にいかがですか。奥村委員、どうぞ。

【奥村委員】 非常に分かりやすくまとめてあると思います。ただ、初めて見る方に対してという部分で言えば、資料1の概要、第2章に出てくる「施策」という言葉は、基本施策のことを言っているのであれば、きちんと「基本施策」とした方がよいのではないかと感じました。

資料2では、言葉として、「事業者」であったり、「食品事業者」であったりしますので、どちらかに全て統一した方が読みやすいのかなと思います。同じように、食についても、「食品」と「食」という言葉を使っているのですが、特に意味合いで分けていないのであれば、どちらかに統一した方がよいと思います。細かいところですけども、少し感じたところがございます。

3ページの「施策」という言葉についても、先ほどと同じように、基本施策なのであれば、基本施策と書いた方がよいと思います。

4ページですが、1行目に、「平成17年度以降に新たに生じた課題」と書いてあります。これは、生じた課題というよりは、新たに生じた出来事から課題を整理したというようなニュアンスなのかなと思います。

それから、コンプライアンスについては、要は法令順守を向上するという事なのだと思います。言葉のことですからどちらでもよろしいかと思うのですが、読んでいて、これはコンプライアンスというより、コンプライアンス意識の向上という方が事業者にとってもいいのかなと思いました。

次に、4ページ、3番の健康危機発生時の迅速な対応、一番最後の行です。「こうした健康危機発生時の対応について、より一層体制を充実する」という、この「体制」は、おそらく危機管理体制のことだろうと思います。具体的に、「危機管理体制」と書いた

方が分かりやすいのではないかなと感じました。

5 ページでは、6 番、関係機関の連携の強化という題目になっているのですが、資料 1 の概要では、行政機関の一層の連携強化と書いてあります。概要と本文とで、どちらかに合わせた方がよいと感じました。また、この文章、下の 2 行目ですが、「消費者庁を含め、食品の安全を確保するためには、庁内各局、他自治体、国などの行政機関や…」とあります。「消費者庁を含め」という部分は、「国などの行政機関」に当たりますので、「都に流通する食品の安全を確保するためには、庁内各局、他自治体、」の後に、「消費者庁を含めた行政機関や警察等」と書いた方がよいのではないかと感じた次第でございます。

これが公表されて出るということではないと思うのですが、以上の点が、読んでおりまして感じたところでございます。

【中村食品監視課長】 ありがとうございます。言葉遣いを徹底してもう一度見直したいと思います。

【丸山部会長】 今、奥村委員から御指摘いただいたところで、事務局として、少し考え方が違う、あるいはこういう理解でこのように書いたのだということがありましたらお願いします。

【中村食品監視課長】 基本的に奥村委員の御指摘のとおりでございます。こちらの整理が追いついていないだけでございます。「食品」と「食」については、一部、食育などの概念では、「食」と言った方がいいのかと思いますが、ほとんどの場合は、「食」は「食品」に置きかわると思います。今のお話のとおり、言葉の使い方を明確にしたいと思います。

また、関係機関との連携の部分も、順番がばらばらになっていますので、改めて文言を整理いたします。

【丸山部会長】 どうもありがとうございました。同じように、奥村委員のような御指摘をいただくと有り難いのですが、林委員、どうぞ。

【林委員】 奥村委員とほぼ同じ、資料 2 の 4、5 ページ、新たな課題のところです。今起きている事態や状況の認識と、そこから出てくる課題が文章としてどうも分かりにくい感じがします。現在起きている「事態」と、そこから出てくる「課題」ということで、整理して書いた方が分かりやすいかと思いました。

2 番の食品事業者の自主的衛生管理ですが、この自主的衛生管理というのは、必ずしも食中毒だけの話ではないですよ。本文を読むと、ノロウイルスとカンピロバクターの話だけであって、あたかも食中毒対策だけのために自主的衛生管理があるという誤解を招くのではないかと感じます。この課題がもう少し幅広いことを狙っているのでしたらそうした内容を書く必要がありますし、食中毒を強調したいのであれば、表題を変えることになるのかと思います。

もう一点は、全体の仕組みについてです。第 1 章第 2 節の新たな課題というのは、戦略的プランに結びつけたいという意図があるのだらうと思います。戦略的プランに結びつけるための課題であるとする、その間に第 2 章の膨大な体系が入りますと、読んでいる方としては、つなががどうも読み取りにくいという印象を受けました。

【丸山部会長】 第 2 節のところは、戦略的プランに結びつけるものなのですが、



やはりそのところに少し説明があった方がいいという御指摘だと思います。また、初期の計画ができて進めてきた間に、どのような新たな問題が起きたのかというところと、そこから得た課題というのは何なのだというところを、順番を追って記載した方がいいのではないかと御指摘でした。そのあたりは、段階的に論理展開をしていく表現は可能でしょうか。

【中村食品監視課長】 第2節の冒頭2行に、「平成17年度以降に新たに生じた課題を整理した結果、以下の課題について…」とありまして、「課題」という言葉が分かりにくくなっております。御指摘のとおり、初めの「課題」を「問題」あるいは「事件」と書き換えたいと思います。全体として、起きていることと今後求められることを明確に書き分けるような形で、「問題」と「課題」という言葉、あるいは「事件」と「課題」というように書き分けたいと思います。

それから、林委員から御指摘いただきました大きな構成については、課題があって、これに対応するのが戦略的プランなのですが、確かにその間に大きなボリュームがぼんと入っています。バックグラウンドとして第2章の説明は絶対に必要なのですが、戦略的プランとの関係では、全庁的な施策をここに入れてしまうと一旦流れが悪くなるのですね。内部でも、第2章を後に置こうかと考えました。

ただ一方において、戦略的プランは、1つのプランが基本施策1個を取り出したものではなくて、場合によっては5、6この基本施策のそれぞれ一部を少しずつ取ってきて組み合わせしており、基本施策の説明もまた欠かせないという点もあります。内部でも同じような議論をいたしまして、とりあえずこの形でおさめさせていただいたところです。一番都民の方に分かりやすいような形で最終的に表現できるよう、検討をもう少し重ねたいと思います。ありがとうございました。

【丸山部会長】 関澤委員、どうぞ。

【関澤委員】 林委員の御質問に対する答えをお聞きしたのですが、私も同じ考えです。やはり並べ方はすごく大事だと思うのですね。折角いいものであっても、読んでも分かりにくいというのでは、目的を達成できなくなってしまいます。ちょっと別な話で恐縮ですが、論文や新聞でも、まず伝えたいことを先に出して、詳しく知りたい人はここを見てください、という形が大体とられます。論理的な展開というのは自分の側から発信したい内容なのですが、読む方の立場を考えれば、まずこれが大事だ、ということをおいて、さらに詳しく知りたい方はこちらを、という並べ方がいいのかなと思います。

同じように、第1章第2節に1から7までありますけれども、この7つの項目の並べ方について何かお考えはございますか。例えば、1、2は事業者に関係したこと、3、4、5、7は、6もそうかもしれませんが、行政がやることという形になっていきます。この順番というのも、ある程度、読む人が誰なのかということを考えて配置を考えた方がいいかなと思います。私からの具体的な提案がなくて申し訳ないのですが、事業者さんにまずきちんと頑張ってもらいたいということで、1、2を先に持ってこられたのかなとも思うところですが、いかがでしょうか。

【中村食品監視課長】 これは、前のページに戻っていただきまして、第1章第1節の第2、計画の基本的視点に記載しております条例の基本理念が、事業者の自主管

理、それから行政庁、そして都民の参加という構造ですので、その順番に対応しております。今、委員から御指摘のありましたとおり、食物アレルギー対策なども、行政庁あるいは事業者の方が中心になってやるべきものではありませんが、添加物や農薬などの規制と食物アレルギーが違うところは、最後の判断をするのが消費者の方であるという側面が強い点です。ここは、表示を見て選ぶという消費者の方の役割を強調できる分野かと思います。一方において、例えば、残留農薬になりますと表示にも表れませんので、どちらかというところ、事業者の方あるいは行政庁がほぼ100%に近い責任を負って市場に流通させていくものだと思います。そういう意味では、同じ行政庁の施策でも少し違いがあります。そういったことがもう少し明確に表せるように、言葉遣いや、先ほどの「事件」と「課題」のような文言整理など、工夫したいと思います。

【丸山部会長】 ありがとうございます。他にございますか。大分内容にも係わってきておりますので、先ほど申し上げましたように、御意見につきましては、総合的なところでもう一度お話いただくとして、第3章、第4章の御説明をいただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

【佐藤食品安全担当係長】 それでは、第3章を御説明いたします。資料2の15ページと、参考資料2を合わせて御覧ください。

第3章からは、平成22年度から5年間、都が重点的・優先的に取り組んでいく戦略的プラン策定の考え方についてまとめてございます。先ほど御説明しました、第1章第2節で整理しました課題に対応するために、15ページの真ん中に(1)から(3)で示してございますが、こちらの3つの方向性で進めたいと考えております。

こちらの3つの方向性につきましても、食品安全条例の基本理念と計画の基本的視点を基に分類しておりまして、1つ目は、主に食品事業者の方の取組を推進するためのもの、2つ目の方向性が、行政による監視指導により、流通する食品の安全性を確保していくもの、3つ目の方向性が、食に対する正しい理解を含め、都民、食品事業者、そして行政という関係者がそれぞれの取組を理解して協力していくために必要なものと考えております。

1つ目の方向性、食品事業者のコンプライアンスを高め、事業者自らが行う自主管理を向上するための施策についてですが、16ページ以降に、それぞれの戦略的プランを記載しております。先ほどの課題でもありましたが、ここ1、2年の間に、食品事業者による産地偽装や事故米穀の不正流通など、事業者が故意に不正を働いたことによる法違反事例が相次いで発覚いたしました。このことにより、都民の方が食品事業者に対して不信をお持ちになり、食品の安全性に直接係わるものではないのですが、食品の安全性そのものについても何となく心配になったり、信頼できなくなったり、ということがございます。こうしたことに対応するために、まず、食品事業者が自ら行っている自主的な取組を促進していただくことで、事業者全体の衛生管理の底上げを図っていくことが必要であると考えております。また、コンプライアンス意識の向上ということに関しましては、法令を守るだけではなくて、消費者目線に立った取組をすることが必要だと考えております。こういったことで不安を小さくしていきたいと考えております。

16ページに、2つのプランをお示ししています。前回の第3回検討部会では、この

方向性として3プランをお示ししておりました。都内産農産物の安全確保として、ドリン系農薬に関する調査などを組み込んだプランを掲げておりましたが、こうした農薬の調査に関しては、着実に基本的な取組で実施するもので、今後5年間で戦略的に実施していくことではないのではないかという御意見もいただきました。そこで、参考資料2を御覧ください。現計画における戦略的プラン6は、今後は基本施策で実施するため終了として次期計画の戦略的プランには盛り込まず、東京都GAPということで、生産者の方に記録をきちんと取っていただいて、安全な農産物を生産していただくという取組、また、それに関連して、前回の検討部会ではプラン2としてお示ししておりました、生産情報提供食品事業者登録制度に関する取組を1つにまとめまして、戦略的プラン1としてお示ししております。

考え方については、資料2の戦略的プラン1にまとめてございます。課題と今後の方向性をまとめて書いたような記述になっております。まず、食品流通の出発点である生産段階における自主管理を促進するために、GAPを推進していくべきだと考えます。また、GAPを推進することによりまして、生産記録の情報開示も常時可能となりますので、消費者の信頼確保に大きく寄与できると考えております。

東京都GAP以外でも、生産情報提供食品事業者登録制度の推進ということで、「また」以降が、こちらについて記載したものでございます。都内で消費される食品の多くは、東京都以外の地域で生産・製造されたものが多いため、生産者や製造者の顔が見えないということが不安や不信の要因の一つになっているという指摘もございます。そこで、これまでも戦略的プランで実施しておりました、こちらの制度を推進することで、安心して商品を選択する際の一つの指標になると考えております。具体的な事項としましては、東京都GAPの推進と生産情報提供食品事業者登録制度の促進を今後5年間で取り組みたいと考えております。

もう一つが、コンプライアンス意識の向上のためのプランとして戦略的プラン2にまとめてございます。こちらは、食品事業者が取り組む自主的な衛生管理及び品質管理の推進ということで考えております。都民の信頼を確保するためには、法令を順守していただくことももちろんですが、的確な危機管理対応も必要です。従来から、法令についての講習会などを開催して支援してきたところなのですが、法令に関するものだけではなくて、衛生管理体制の整備や、苦情対応などの顧客対応に関するセミナーの開催を考えております。大企業ではそうした体制がすでに整備されていると思いますので、特に中小の事業者の方を対象に実施いたしまして、体制づくりを推進することを考えております。

また、自社の商品の情報開示に関する様々な工夫ですとか、消費者との意見交換など、積極的に取組を進めている事業者に対しましても、そうした取組が都民の方からも見えるように評価できるような仕組みを整えたいと考えております。

これまで戦略的プランで進めてきた自主管理認証制度につきましても、自主管理を進めていく上で事業者の方の信頼を確保するために必要なものだと考えております。制度の整備が現在の計画でほぼ完了いたしましたので、今後は、それぞれの事業者に対して推進したいと考えております。

具体的な事業としましては、コンプライアンス向上支援のためのセミナーやキャン

ペーンの開催を考えております。また、認証制度の普及に関しましては、これまで以上に推進したいと考えております。

次に、施策の方向性2、健康被害の未然防止・拡大防止に力点を置いた施策の充実を図ること、です。こちらは、プラン3から6を考えておりまして、行政が積極的に監視指導して、流通する食品の安全を確保するというプランで成り立っております。

まず、プラン3は、緊急時における危機管理体制の整備です。こちら、都の関係各局が連携してこれまでも実施してはありますが、これまで以上に拡大防止及び再発防止を図ることが肝要であると考えております。そこで、緊急時対応マニュアルなどの訓練を行い、今あるマニュアルを検証して必要なものを追加していく取組が必要であると考えております。

また、緊急時に情報発信をいたしますが、どのような形で情報発信をするべきか、平常時からの発信先のリスト化や、都が発信したプレスリリースなどを都民の方に見ていただきまして、こういったところが分かりやすい、こういう風にしてほしい、という御意見をいただくような検討を行うなど、緊急時に迅速で正確な情報提供が可能となるように準備したいと考えております。

さらに、平成24年には、健康危機管理センターというものを開設する予定です。これに向けて、情報の集約やネットワーク機能の一元化などの対応をすべきであると考えております。

具体的な事項に関しましては、こちらに書いてありますとおり、こういったものを進めたいと考えております。

戦略的プラン4は、食品安全に関する情報収集と評価(科学的知見に基づく未然防止対策の実施)です。このプランも、現計画でも戦略的プランとして据えているものです。今回、リニューアルとして新たに加えた部分は、従来から行っている海外情報の収集について、より積極的に調査を行って情報を集めるという点です。

また、関係各局の連携に関しまして、消費生活条例に基づいて、商品テストや、都民の方からの申し出に基づいた調査を行っておりますが、食品に関連する結果につきましても、必要に応じて都民に広く提供するべきであると考えております。

こうした取組も含めて、従前のものより一層の情報収集と評価を行いたいと考えております。

プラン5は、「健康食品」による健康被害の防止です。こちら、現在の計画にも入っているものです。健康食品に関しては、1人当たりの年間支出金額が12,451円と言う統計もあり、広く浸透している現状があります。しかし、未だ一部に、医薬品成分を混入させたものや、ダイエット向けの健康食品に下剤のようなものが入っているなど、摂食による重大な健康被害が報告されている事例もあります。こちらについても、引き続き取組を進めたいと考えております。

方向性としては、行政による取り締まりだけではなくて、過量に摂取してしまうなど使用する側の問題点もございますので、都民への普及啓発を一層充実したいと考えております。

具体的な事項としましては、流通市販品に対する監視指導、こちらはネット監視なども含んでおります。また、都民の普及啓発も考えております。

戦略的プラン6は、輸入食品の安全確保体制の充実です。アンケートでも、輸入食品に対する都民の不安が非常に強いという回答が多くありますし、東京都に対して、輸入食品対策を実施してほしいという要望も非常に高いです。こちらも、現計画に引き続きまして戦略的プランとして設けております。

輸入食品の安全確保については、もちろん国の水際での対策が一義的なのですが、都内にはたくさんの輸入業者がおりまして、多くの食品が流通しています。都で設置しております専門監視班を中心として、都内の輸入業、輸入食品の倉庫業に対して重点的な監視指導を行いたいと考えております。

また、プラン4とも関連しますが、輸入食品は海外で作られているものですので、情報を積極的に収集するということが大切です。海外情報を踏まえた適切な対応をとるということを考えております。

輸入事業者の衛生管理の面では、施策の方向性1とも関連しますが、輸入事業者が自ら行う衛生管理の推進を図ることも大事な点です。各事業者の体制などについて、チェック表を作って事業者に点検していただき、必要に応じてアドバイスするような形で支援をしたいと考えております。以上、プラン6もリニューアルして強化した内容にしております。

プラン7以降は、食の信頼確保に向けた都民への情報提供の充実を図り、関係者の相互理解によりまして進めていくプランとして、3つ載せております。

課題でもまとめておりますが、戦略的プラン7は今回新規で追加したものです。都では、アレルギー性疾患に関する3歳児全都調査というものを実施しておりますが、食物アレルギーが増加傾向にあり、また、食物アレルギーは生命に危険がある症状を起こすこともありますので、今回、新規で追加いたしました。

具体的な事項としましては、まず、都民の方へアレルギーに関する普及啓発を行うことを考えております。また、製造工場に対しても、アレルギー物質混入防止のための技術指導を行うほか、検査を実施したいと考えております。

プラン8は、食品表示に関する知識の普及と適正表示の推進ということで、現計画でも表示に関するものを実施しておりますが、引き続き実施したいと考えております。食品表示に関しては、その食品の品質や健康危害の防止に関する情報を正しく提供するという重要な役割を果たしておりますが、様々な法律が絡んで、都民の方にとっても、また事業者の方にとっても、なかなか難しいということがございます。そのために、行政としても連携を図り、これまでも進めてまいりました、適正表示推進者育成講習会の開催や、消費者に対して表示に対する普及啓発を進めたいと考えております。また、新たにDNA検査に関する取組を加えており、都の健康安全研究センターでこれまでも実施しておりますが、肉種鑑別の検査などを含めてこのプランを展開したいと考えております。今後、食品表示の法全般が消費者庁に移管されることが決まっております。消費者庁や警視庁などとも連携しながら進めたいと考えております。

最後になりますが、戦略的プラン9は、食に関するリスクコミュニケーションの充実です。不安の要因の一つとして、事業者の方の意識、行政の意識、また都民の方の意識のギャップが広がっていると感じます。正しい情報を提供して活発な意見交流をすることで、不安の解消に少しでも役に立てるのではないかとということで、こちら

のプランを考えております。

これまでも、都として様々な情報発信をしておりますが、関係者の方の意見を踏まえた検証を行いまして、充実に取り組む予定です。また、都民へ食品安全に関する情報を伝達する人材、マスメディアの方や消費者団体の方などとの意見交換や情報提供を行いまして、これまで以上の連携を図りたいと考えております。具体的な事項は、24ページに記載しているとおりです。

以上、第3章、戦略的プランについて、前回の第3回部会で検討した内容を踏まえて、事務局としてはこのように考えております。

続いて、第4章、計画の実施に向けての考え方です。計画を策定した後に、どのように進めていくかということをお示ししています。主に庁内の推進体制を記載しているものですが、消費者庁の設置というお話もございました。都としましては、平成15年から食品安全対策推進調整会議という全庁一体型の会議を作りまして、食品安全に関する対応について連携しながら取り組んでいるところでございます。こちらの会議は、消費生活対策推進会議の特別対策班という位置付けもございますので、今後も積極的な情報交換をしながらこの体制を活用したいと考えております。

また、計画を進めるに当たりましては、こちらの審議会からの意見や食品安全情報評価委員会の評価なども踏まえて、適切な未然防止を進めたいと考えております。他にも、消費生活対策審議会など各局の機関からの意見も踏まえて計画の推進を図っていく予定です。

第2節は、計画の実施と検証についてです。これまでも、戦略的プランは5年間の計画目標を定めて実施しており、進行状況を全て把握して適切に点検と進行管理を行うことが必要であると考えております。これまで同様、毎年度食品安全審議会に御報告いたしまして、委員の方から御意見をいただきたいと考えております。また、計画の中間年度の平成24年度には、進捗状況を広く都民に公表したいと考えております。

今後5年間におきましては、食品の製造技術の進展や、新たなリスクが顕在化するなどの可能性もございます。こうした変化が想定を超えて大きく出てきた場合には、計画が途中段階であっても、条例の規定に基づいて見直しを行うべきという考え方をこちらに書いてございます。このように、第4章の考え方に基つきまして、計画を着実に実施していく必要があると考えております。以上です。

【丸山部会長】 ありがとうございます。資料2の15ページから26ページまでと、合わせて参考資料2を見ながら、詳しい御説明をいただきました。先ほどと同じように、まず御質問をいただきたいと思えます。いかがでしょうか。廣瀬委員、どうぞ。

【廣瀬委員】 この戦略的プランの章立てはともかくとして、中身について気になった点がありましたので、それについて教えていただきたいと思えます。

まず、18ページ、緊急時における危機管理体制整備について、警察等との連携体制の構築と記載されていますが、具体的にどういう形が想定されているのでしょうか。何か具体的な考え方があったら教えていただきたいです。また、健康危機管理センター(仮称)とは、どういうことを所掌していくのでしょうか。それに向けての体制整備とは、どういうことを具体的に想定されているのでしょうか。

2点目が、22ページ、食物アレルギーに関する理解の促進の具体的な事項ですが、「児

童施設・学校におけるアレルギー性疾患の相談等に係る人材の育成」とあります。これは、既に何かそういった仕組みがあるのでしょうか。あるいは、新たにこうした仕組みを作るといふことなのでしょうか。

3点目が、24ページ、「食品の安全性情報を伝達する役割を担う人材との連携」です。これがどういうことを想定しているのかがよく分かりませんので教えてください。

最後に、26ページ、「計画の実施と検証」という大きなタイトルになっておりますが、ここで言う検証とは、どういった形で実施するのでしょうか。具体的な仕組みや方法などを明記しないまま、「検証」という言葉をここに出していいのだろうか、と思います。それについて教えていただければと思います。

【丸山部会長】 それでは、今、廣瀬委員から御意見をいただきました。順次、御質問に対して答えていただきたいと思います。

【中村食品監視課長】 まず、18ページの警察との連携・協力でございますが、例えばJAS法の表示については、国レベルでも、警察庁、厚生労働省、農林水産省が連携のための会議体を設けておまして、このフレームを自治体でも構成してございます。つまり、東京都の場合は、警視庁、東京農政事務所、都で定期的に会合を持ち、情報交換をしております。従来は、なかなか警察との情報共有化が困難だったのですが、現在は、比較的リアルタイムの情報をお互いに共有化しております。

ただ、食品衛生法と刑事訴訟法の要請は違いますので、事件性が高まりまして、警視庁の捜査ということで進行する場合には、それ以上我々は介入できません。その前の段階における様々な情報の共有化では、平たく言えば、ある事例についてJAS法で立件するのか、あるいは不正競争防止法で、詐欺罪などの構成要件でアプローチした方がよいのか、といった、次のステップにつなげるための協議を行っております。このように、警察との連携・協力は、表示の分野で一番発達しております。健康食品などでも、同様の仕組みが今後充実していくことが必要かとも考えております。

【平山健康安全課長】 2点目の健康危機管理センターについては、私から御説明します。健康危機管理センターと申しますのは、今、百人町にあります、旧衛生研究所、現在の健康安全研究センターの新しい機能として考えているものでございます。平成19年に基本構想を作っております。その時の考え方としては、食中毒や新型インフルエンザなどへの対応については、何よりも情報というのが一つのキーワードになっていこう。そうした情報を早く察知して、しかるべく機関ないしは都民の皆様方に情報を提供して、予防策などに資するということを目的としています。具体的には、健康安全研究センターの敷地内に平成24年に新棟を建設いたしまして、東京都の健康危機管理についての一つの技術的拠点として検査機能を整備すること、それからもう一点、今申し上げました、疫学調査を含めた情報提供等を保健所や関係機関と連携して行うこと、というのが目的です。

ただ、具体的にどの部分の情報を本庁機能から移すのかなど、詳細な点については今まさに検討しているところでございます。できれば、こういった食品の分野の方からも、御意見があればお聞かせいただければと思います。以上です。

【中村食品監視課長】 それでは戻りまして、アレルギーの相談員でございます。学校の保健師や栄養士の方は、専門家ですから当然よく御存じなのですが、さらに支

援できるように、パンフレットなどで情報提供をいたしまして、その方たちが相談により高いレベルで応じられるようにする取組でございます。

24ページの人材の育成でございますが、主には、国の食品安全委員会でもテーマになっております、リスクコミュニケーターなどの育成ということです。行政庁、消費者団体の方、企業の方など、色々な立場の人が関与する場面でその場を仕切るためには、ある程度のスキルが必要です。そういう方を育成したいと考えております。

まずは、行政庁の職員がそうしたスキルを持たないといけないのですが、例えば食品安全委員会でも養成講座を開催しております。都庁でも、そうしたノウハウを引き継ぎながら人材育成を行いたいと考えております。

3番目の検証でございますが、まず、この審議会との関係でいいますと、特に戦略的プランは、毎年こちらの審議会に報告する義務が課せられております。また、実施の中間年度の3年目には、広く都民に公表することが定められております。検証というのは、こうした公表と、そのフィードバックということです。

消費者庁のお話がありましたけれども、全てのプランではありませんが、特に表示等につきましては、生活文化スポーツ局で主催しておられます消費生活対策審議会の進行管理事業とも重なります。今後は、そちらにも定例的に御報告、あるいは御意見をいただき、様々な視点から都民の方に情報提供をいたしまして、少しずつ見直すということを考えております。これが「検証」という言葉の内容でございます。

【丸山部会長】 廣瀬委員、いかがでございますか。

【廣瀬委員】 分かりました。

【丸山部会長】 最後の検証というのは、平成17年度から始まった現在の計画についても同じように実施しているわけですね。

【中村食品監視課長】 そうです。

【丸山部会長】 改めて、今回の改定にあたって、ということではなく、従来やっていたのと同じことを実施していくと理解していいわけですね。

【中村食品監視課長】 はい、そうです。

【丸山部会長】 他にありますか。林委員、どうぞ。

【林委員】 幾つかあります。まず、戦略的プランというのは、言ってみれば実施計画みたいなものだと思うのです。つまり、これは必ずこうやりたい、あるいはやりますというものだと思うのです。そうすると、5年後にこの施策はどのくらい普及しているのだとか、定量的に分かるような目標があると一番いいのではないのでしょうか。そうすると検証もしやすくなります。全てに書くのは難しいですが、できるだけ表示される方が望ましいと思います。予算の問題などもあるでしょうし、あまり現実的でない目標を掲げて実現しないというのも問題ですが、姿勢としては、5年後にはこういう姿になっているのだということを示せるものにしてほしい、というのが私の希望です。

その上で何点かあります。1点目がプラン1です。前にも申し上げましたが、東京は食料自給率が非常に低いわけですから、全国の農産物の安全を確保することが重要だと思えます。ですから、東京都GAP、あるいは生産情報提供食品の制度だけではなくて、農林水産省のGAPであるとか、都と類似の他県の制度との連携を入れた方



がいいのではないのかと思います。

2点目は、プラン2です。自主管理・品質管理ですが、これを本格的に普及させる必要があるのはまさにそのとおりだと思います。そのためには、現状から見まして何か特段の施策が必要だと思うのです。私も今具体的に何か提案があるわけではありませんけれども、事業者側のインセンティブであるとか、あるいは、おそらく都民の多くはこういう制度があることを知らないわけです。こういうお店に行けば比較的安全なものが手に入るんだ、あるいは安全なものが食べられるのだという認識を持つまでに至る、意識の普及を図るべきだと思います。そういう特段の施策が必要だというぐらいのことは書き込んでいただけるといいのかなと思います。

3点目、プラン3については、我々生協もこういう事件に係わったわけですが、こうした緊急時に備えて演習や訓練が必要だと思います。行政としては当然実施しているのですが、そうした訓練を事業者と連携して行うという発想があるといいのかなと思います。事態が発生するのは事業者からなので、事業者と行政機関とが連携できるような仕組みを考えておくべきではないかと考えます。

また、一番最後のリスクコミュニケーションですが、「分かりやすい情報の提供」と具体的な事項に書かれてありますが、どう分かりやすいのかというのがさっぱり分かりません。消費者、事業者等のリスクコミュニケーションの場の設定など、もう少し具体的に書き込めないのかなと思います。ここに書いていることは確かにそのとおりだと思うのですが、例えばリスクコミュニケーターを食品安全委員会が育成するというのであれば、東京都はそれに参加するのではなく、自主的にそうした人材を育成することも必要だろうと思います。もう少し多面的、多様な場を作ることが必要なのではないかと思います。以上です。

【丸山部会長】 林委員の御発言は、書いてあること、考え方そのものはもちろんいいのだけれども、例えば目標を定量化するなど、もう少し可能な部分は具体的なことを書き込んだらいかがかという御意見だと思います。他に何かありますでしょうか。

【中村食品監視課長】 戦略的プランの計画目標は、当然記載する予定でございます。その中で、例えば認証制度や検査数などは数量化ができますが、コンプライアンスなどの抽象的な概念のものは難しいところです。ただ、例えばコンプライアンスでは、具体的事業として、中小事業者の方を中心に支援のセミナーを開催するというのを考えております。そうすると、例えば年間30回、延べ3,000人のセミナーといった数量化を図れます。事業は全て予算事項でございますが、予算化する時には必ず数量化が一定程度求められるところです。できる限り具体的な事業に落として、数量化できるよう表現したいと思います。

トレーニングにつきましては、例えば食中毒などは、今の段階ではまだ行政庁内で行っております。事業者の方に参加していただければ、非常に有意義な研修になるかと思います。中央卸売市場ではS Q Mの制度がございますが、これは事業者参加の事例はありますか。

【田中中央卸売市場業務課長】 そうですね。卸会社、仲卸業者、そして都職員などで、S Q Mという食品安全に関する責任者を置いています。その中では、年に一度、訓練を実施しております。実際に食品危害があるようなものが市場に入る、あるいは

入るおそれがあるという想定の下で、東京都から各市場の卸会社のS Q M、また仲卸業者のS Q Mに、どの程度のスピードで情報伝達できるのか。また、在庫調査や自主回収の指示などのフィードバックもあります。この訓練は、完全に事業者の方が参加して実施しております。年々ある程度スピードが速くなっておりますし、訓練を行っている事業者さんの意識も向上しますので、非常によいと思っております。

【丸山部会長】 ありがとうございます。加名生委員、どうぞ。

【加名生委員】 聞いていて思ったのですが、次の段階のリスクを想定して、それに十分な目標を立てて対応していくというようなお話がありました。今は、目標を立てること自体がとても想定しがたい社会だと思うのです。ですから、起こった時にどうするかというマニュアルが一番大事だと思います。起こった時には、どの段階で、どのような手順を踏んで、何をすべきか、ということをややかに実施する技術を、職員も事業者も皆習得することがとても大事です。起こる事件については、想定外ということが多くありますよね。何が起こるか分からないのですので、とにかく緊急対応マニュアルを確立して、それについて全てが一致してぱっとできるような練習の方がはるかに大事ではないかなと思うのです。そして、事案に対応した後は、いけなかったところは直して、一步一步積み上げていくことが必要だと思います。

また、先ほど、健康危機管理センターがいずれ立ち上がるとお話がありましたけれども、情報は消費者にとってとても大事です。できるだけ早く、こういう食品にこういう害が出たという情報を開示してほしいと思います。先ほどのお話を聞いて、そういったことを、例えば健康危機管理センターがするのかと理解したのですが、消費者庁でもそういう部門が設置されそうですよね。現状で、農林水産省や厚生労働省など色々な機関にそれぞれ法律の管轄が分かれており、色々なところから色々な情報が出されていますが、やはり情報は一元化して、1カ所で分かりやすく情報を得られるといいのではないかと思います。消費者庁の設置とともに、健康危機管理センターも設立されるのであれば、タイアップしてどちらかでどの情報を流すということをや分化するというか、明確に役割を決めることが必要ではないかなと思います。

それから、食物アレルギーの問題ですが、まずは、食物アレルギーの子供を持つ親が、自分の子供が食物アレルギーである旨を学校に伝えることを義務化する必要があると思います。我が子はこうなのですということを最初の段階で言ってもらえないと困ると思うのです。学校側でそれぞれ子供に聞いて、病院での受診歴なども確認して...、となると、相談等の人材を育成しても何人いてもそんなに把握できないと思います。学校や行政から、みんなやってあげるというのではなく、もっと食物アレルギーの子からの発信、親からの発信も必要ではないかなと思います。例えば、学校側と常に話し合っ、食物アレルギーの発症を回避できる状態にするということにした方がいいのではないかなと思います。そのことを疑問に思いました。

【丸山部会長】 加名生委員からの、危機管理の訓練、それとアレルギーの相談についての御意見に対して、特に何かございますか。

【中村食品監視課長】 順番が逆になりますが、アレルギーにつきましては、文脈の中では表せていないのですが、現在の施策でも、まずは親と学校との情報の共有化が一番大事だということをやスタートとしております。子供さんの体調などでも症状は

変化しますので、そういうものも踏まえて、親御さんと学校とのきめ細かな情報の共有化ということを第一として、そのことが理解できる学校関係者を育成するということが、この施策の目的とするところです。

それから、東京都の健康危機管理センター構想と情報の一元化、消費者庁の関係についてですが、これからの検討になるかとは思いますが。ただ、例えば都庁にも様々な情報が寄せられますが、一元化することは非常に難しいのです。情報を集めるのはいいのですが、この情報とこの情報に関連があるといった解析はすごく手間がかかるのです。それを国のレベルで集めるということは、集めるのはファクスが山のようになるだけですが、その情報の中から、これとこれが同じだということ判断するのは人間でありますから、どのようにシステムチックにやっていくのかということが課題だと思います。例えば餃子の事件を振り返りますと、初期段階においては、都庁ではまだ事件が起きておらず、東北や関西などで色々起きていたわけです。全国展開したものの情報ですから、やはりそれは国でしか一元化できないのかなと思います。事件の広がり感と特性というのは、一元化したとしても、都庁で理解できる場合もあれば、国まで行かないと分からない場合も様々あると思います。都は都として、健康危機管理センターを中心として情報を一元化して、いち早く察知できるような努力を積み重ねることがセンター構想の趣旨かと思えます。

【丸山部会長】 はい。他の角度からありますでしょうか。矢野委員、どうぞ。

【矢野委員】 何点かあります。まず、16ページ、戦略的プラン1に関してです。先ほど林委員からもありましたが、国も含めて、他県の制度との連携、むしろ調整や整理かもしれませんが、そこに関しては、前回も意見を述べました。表示マークがたくさんあることで消費者にとっては返って分かりづらかったり、埋没してしまう危険性があります。改めて、積極的な施策とともに、表示に関して様々行われている取組との連携をとっていただきたいと思えます。それは、これからの5年間にむしろ積極的に推進すべきではないかと思っております。できれば、具体的な事項にもう一項入れることを御検討ください。

合わせて、生産情報提供食品事業者登録制度をタイトルでは「推進」としてはいますが、具体的な事項には「運営」や「信頼性確保」とあり、どちらかというところ少し消極的に捉えてしまいます。かつ、具体的な事項で「運営」という言葉は、一体どういうことを指すのか、これはちょっと分かりづらいです。具体的な事項は、他のプランでは割と動的な動きを名詞で捉えていますが、生産情報の登録制度に関しては、運営と信頼性確保をどうするのかということがなかなか見えてきませんので、このあたりは言葉の工夫をしていただきたいと思えます。例えば、運営の改善なのか、充実なのか、そういったところでもし考えていらっしゃるがあればお聞きしたいと思えます。

2点目が19ページですが、戦略的プラン4の具体的な事項における「食品安全情報評価委員会による評価」という事項の挙げ方も、どういう評価なのか、どのように作用させたいのかがよく分からないので、もう少し分かりやすく明記した方がいいのではないかと思います。

また、20ページですが、具体的な事項に「健康被害事例専門委員会の運営」というものが出ています。これは、前半の説明文の中では、どことつながるのでしょうか。2

段目から3段目にかけてのこを受けをたのか、ちよと捉えにくいですので、専門委員会について明記していただきたいと思ひます。

それから、リスクコミュニケーションに関してですが、先月、内閣府の国民生活局が、国民生活モニターの「リスクコミュニケーションに関する意識・行動調査」の結果を発表しています。すでに御存知のことと思ひますが、改めて、その調査結果を御紹介します。まず、リスクコミュニケーションという言葉の認知度が、「知っている」が9.2%と非常に低い状況です。国政のモニターでそうですから、都民についてもその程度ではないかと思ひます。また、行政が行うリスクコミュニケーションに接する機会について、「接したことがない」と回答した人が73%に達しています。かつ、行政のリスクコミュニケーションに対する評価ですが、「改善すべきだ」としている人が4割います。その改善すべき点については、1つには、提供される情報量が不十分、それから、消費者側からの情報や意見が酌み取られていない、それから、消費者、行政機関、事業者などの関係者相互間で情報や意見にギャップが大きいという点などが挙げられています。こうした国政モニターの評価も参考にして、是非リスクコミュニケーションの具体的な事項を充実推進していただきたい、取り込んでいただきたいと思ひておひります。

最後ですが、25ページの第4章、計画の実施に関してです。施策の推進体制のところでは、先ほど説明のなかで、関係各局の適切な連携ということで、食品安全対策推進調整会議が非常に重要な役割を担うと同時に、生活文化スポーツ局消費生活部の消費生活対策審議会の特別対策班のことも御説明がありました。そのことは少し文章の中に盛り込まれるのでしょうか。それとも、関係部局との連携という言葉で納めるのでしょうか。他の局にそうしたものがなく、特別対策班しかないようでしたら、入れ込んでもいいのではないかと思ひます。

また、施策の推進体制の図ですが、都民が代表として委員会等に登場していますが、都民の安全・安心を確保するための施策ですから、どこかに都民との矢印交換があるべきではないかと思ひます。26ページ、検証の1段目5行目に、「計画の進捗状況を広く都民にも公表する」とあるように、都民からも随時意見は出せるのですから、何らかの形で都民という項目をこの図の中に入れていただきたいなと思ひます。以上です。

【丸山部会長】 よろしいでしょうか。

【中村食品監視課長】 様々ありましたが、まず、特別調査班のことにつきましては、消費生活対策審議会での御了解が得られましたら可能になるかと思ひます。

それから、リスクコミュニケーションにつきましては、おっしゃるとおりだと思ひます。これは都だけの課題ではありません。ただ、リスクコミュニケーションは元々がギャップが大きいのを埋めるためのものなので、ギャップが大きいというのは、ひょっとしたら永遠の課題かもしれません。国の食品安全委員会等も、リスクコミュニケーションをさらに改善して実施する方向で動いておひりますが、御指摘のとおり、まだ改善すべき点が様々あります。例えば、色々なリスクコミュニケーションのイベントを実施しても、毎回同じ方が出てくるという御指摘もあります。もっと広く知っていただけるような身近な制度としての取組が必要だと思ひておひります。

【大川産業労働局食料安全室長】 プラン1の他県との連携につきまして、林委員

からも御指摘がございましたので、改めてお答えします。

他県との連携は、制度の推進にあたっての一つの柱だと思っております。といいま  
すのは、生産情報の制度自体は、東京だけでなく、全国の生産者を対象にした制度で  
ございますが、個別に対応するのではなかなか利用者数が伸びません。そこで、G A  
Pへの取組を行っている他県の生産者組織等との連携も踏まえて、普及拡大を図って  
いく予定です。御指摘のとおり、今のまま継続して実施するということではなくて、  
連携をキーワードに、積極的に取り組んでいこうと考えています。そのような表現に  
させていただきたいと思えます。ありがとうございます。

【丸山部会長】 矢野委員から御指摘のあった、17ページの具体的な事項で、「運営」  
という表現をもう少し考えた方がいいのではないかとということですね。

【大川産業労働局食料安全室長】 はい。そのとおりにさせていただきます。

【丸山部会長】 それから、19ページで、食品安全情報評価委員会との関連は初め  
てここで出てきます。この評価というのがどういうことなのか、この施策の中にどう  
反映するのかということについて、あまり意見が出なかったと思うのですが、これに  
ついてはいかがでしょうか。

【新井福祉保健局副参事】 食品安全情報評価委員会では、主に情報に関する分析  
評価と情報提供の方法などを検討課題にしております。情報評価委員会の活動は  
色々ありますが、実際取り組んでおりますことを踏まえまして、この評価の内容をも  
う少し分かりやすい言葉で表現したいと思えます。

もう一点、20ページで、健康被害事例専門委員会について御質問がありました。こ  
れは、食品安全情報評価委員会の専門委員会の一つです。都では、東京都医師会及  
び薬剤師会を通じて、医療機関に入った健康食品に関する健康被害情報を提供いた  
だいております。その情報について、健康食品と健康被害の関係性などについて調査分  
析している専門委員会です。御意見のとおり、具体的な事項として突然記載しており  
ますので、専門委員会のやっている内容が分かるように修正いたします。

【丸山部会長】 それから、25ページの図に都民との関係が入ってなければおかし  
いのではないかと、という御指摘に対して、何か考えはありますか。

【中村食品監視課長】 計画への都民参加という視点では、まず、この審議会に都  
民代表の方がいらっしゃるということ、それから、計画について様々な御意見をいた  
だくパブリックコメント、あるいは御意見を聴取する機会を設けているということ  
です。施策としては、例えばリスクコミュニケーションやセミナーは、まさに都民参加  
でしかできないことですので、都民ということを取って表現するのであれば、一番上  
段、審議会や食品安全情報評価委員会のあたりから都民への矢印が出るのかなと思  
います。ただ、この図はこれまでも使ってきたものでございまして、庁内の連携体制  
として整理したものですので、この図に都民を入れられるかどうか、またどこに入れ  
られるのかについてはすぐに判断できません。少し検討させていただければと思  
いますが、いかがでしょうか。

【丸山部会長】 矢野委員、いかがですか。

【矢野委員】 施策の推進体制は、明らかに行政機関が行う仕組みだというのは十  
分分かっております。ですから、施策の推進体制の大きな括りの外に、都民との矢印が

あってもいいのではないかと思います。常に、都民のために様々なことが行われていますので、そういうことが図式化されることが重要なのではないかと思います。積極的に御検討ください。

【中村食品監視課長】 はい。

【丸山部会長】 それでは、これまで質問ということで御意見をいただきましたが、大分内容についても議論に入っています。最初にお約束したように、全体的なこととして、内容も含めて御意見がありましたら、どうぞ。

【奥村委員】 皆様がおっしゃるように、ある程度これまで議論を重ねて内容はまとまっていると思いますが、気になった点が何点かあります。

まず、資料1の概要について、第3章第1節の施策の方向性は、第2節の戦略的プランの考えにつながるということを、施策の充実を図るために9つの戦略的プランとして取り組む、というような文言として入れて、施策と戦略的プランの意味付けをした方がよいのではないかと思います。

また、戦略的プランは特に重要な課題ということなのであれば、第2節に「プラン1」、「プラン2」とあるのを、きちんと「戦略的プラン1」、「戦略的プラン2」と記載して、読む人が常に戦略的プランなのだと分かるような形にしてはいかがでしょうか。

3点目は、第4章第2節ですが、計画の実施と検証ということで、ここは「実施」になっているのですが、資料2では「推進」となっています。言葉を合わせた方がよいと思います。

次に、資料2の15ページについてですが、戦略的プランが今回大きなキーワードになるということであれば、もう少し力強い言葉で書いて、決意が分かるような形にしてはいかがでしょうか。色々御意見は出ていたのですが、なぜこの9つを選んだのか。次期5カ年計画では、3つの方向性に従って9つの戦略的プランを重点的・優先的に取り組むことにより、  
を実現するのだ、ということをごここに置いて、これが特に重要なのだと分かるようにしたらいいのではないかと思います。

次に、17ページの戦略的プラン2について、「食品事業者が取り組む自主的な衛生・品質管理の推進」とあります。これは、1行に納めるためにこの言葉になったのかもしれないのですが、今回の大きなテーマは、衛生的な部分もそうですが、どちらかといえばコンプライアンス、若しくはコンプライアンス意識を高めることが主なのだと思います。この文言の中に、「コンプライアンス」、若しくは「コンプライアンス意識」という言葉を入れておくべきではないでしょうか。

それから、19ページの「食品安全に関する情報収集と評価」は、モニタリング的な調査を含むわけですから、言葉としてそうした意味合いを入れたらいいのではないかと思います。具体的には、1、2行目、「都自らが食品の安全に関する情報を収集」というのは、継続的に収集することだと思いますので、「継続的に収集し」と記載して、「分析し、」というの、過去のデータと合わせて分析することだと思いますので、言葉の補足をした方が、特別に実施している調査ではなくて、長期間にわたって継続して実施しているということが分かりやすいと思います。

同じように、3段落目に、「同様に、消費生活条例に基づいて実施している商品等の安全性や危害についての調査」とあるのも、モニタリング調査のことを意味しているの

であれば、具体的に書いた方が、特別な調査ではなくて継続して実施している調査ということが読む人にとって分かるのではないかと感じました。

次に、23ページ、戦略的プラン8では、具体的な事項として適正表示推進者育成講習会等の開催があります。こちらですが、都内在住の方が対象になっています。ここで書くことではないのかもしれませんが、これまでのお話にもありましたように、都内に流通する食品は都以外のところからも来ます。講習会の門戸については、都内在住ではなく、都内で販売する事業者にしたらいかがかと思います。他府県でも、表示についての講習会を受けたいという方はおそらくたくさんいると思います。対象を広げることで、都内で販売される商品の表示をよりきちんと行っていただくことにつながるだろうと思います。

それから、25ページ、第4章の最初の考え方で、2行目に、「計画の実施状況を定期的に検証し、見直しを行っていく必要がある」とあります。見直しというと、大きく見直すような感じに捉えてしまうこともありますので、今回の施策を完全実施できるよう見直す、などの表現をしたらいかがでしょうか。頻繁に見直すということではなく、実施できるようにする、という意味にした方がよいかと思いました。また、4行目で、「事項として以下の点が指摘できる」とありますが、ここは考え方であるということなので、何かを指摘するというよりは、他の表現をした方がよいのではないかと感じました。

第1節、施策の推進体制については、推進する体制というのがよく読み取れません。例えば、3行目に「一層の活用を図り」、2段落目最終行に「安全確保対策に活用することが求められている」、また最後の行に「同様に活用すべきである」とありますが、推進体制であれば、もし食品安全対策推進調整会議が一つのキーならば、食品安全対策推進調整会議において をやると書いた方が、体制がより具体的に分かるのではないのでしょうか。

それから、26ページの2から3段落目ですが、これから色々な食品の安全に関する問題が発生する可能性を考えると、ということですが、どうも回りくどい言い方に感じます。もう少しはっきりと、新たなリスクが顕在化した場合は、この計画以外でも、法の一定の経路を経て迅速に対策をとります、という強い意志を表してもいいのではないかと思います。常に想定し得ないことが起こる可能性があると考えられますので、その時は都自らが計画になくてもすぐに対応する、ということがここで表現できればいいのではないかと感じました。以上です。

【丸山部会長】 今、奥村委員に御指摘いただいたのは、もう少し具体的に書けるところは書き、明確に言えるところは決意を入れた方がよいのではないかとということでした。表現は難しいのかもしれませんが、随所にそういう御指摘をいただいたと思います。そうした表現あるいは考え方を入れられるように、もう少し検討いただければと思います。

【中村食品監視課長】 都が作成する計画の中では、今のような表現をしたいと思っています。こちらの資料は、推進計画の策定に関して、審議会からの中間報告として表現させていただいている部分があるかと思っています。例えば、実際にもし何か事件が起きれば、行政として対応するのは当然のことなのですね。こちらで表現したかった

のは、どちらかという、何か事件が起きた次の年にも継続して取り組むために、この計画に乗せて予算を確保するという事なのです。例えば、新たな戦略的プランとして、計画の4、5年目で実施する、といった形で表現するのかと思います。

【丸山部会長】 それでは、全体的なことで御意見がありましたらお願いします。関澤委員、どうぞ。

【関澤委員】 全体的なことということでは言わせていただこうかと思います。

すでに矢野委員や林委員から御指摘があって、産業労働局からも御回答があったと思うのですが、根本からいいますと、実際は、ほぼ安全が徹底しているのに安心できないという状況が進んでいます。問題なのは、ほとんど事故の場合だけなのです。消費者庁ができるという期待があったり、消費者目線でということが言われていますが、今の状況では、消費者庁にあまり多くを期待はできない、ほとんどが都道府県の実務業務になるのだろうと推測しています。それならば、逆手をとって、都道府県がどんどんいいことに取り組めばいいと思うのです。例えば、先ほどのGAPについては、他の道府県と色々情報交換して取り組むということでした。こんなにしっかり色々なことをやっているのだということ、生産者の方、あるいは加工業者の方から聞いて、他の道府県からも聞いてお互いに宣伝し合うようなことをしたらどうかなと思います。

消費者庁については、少し話を聞いていますが、管轄するのは他で所管していない分野なのです。食品安全委員会と同じように、職員も2、3年でどんどん交代するのでしょうか。都道府県の職員の方は継続して同じ部署にいる割合が高くて、実際的に色々対応していけるのだと思うのです。都だけではやり切れない面があって、特に食品に関しては、ほとんどが他の道府県から流入してきている面がありますから、GAPだけではなくて、加工や製造の面でも、こんなに色々な取組をしているということ、自治体間で普及させた方がいいと思います。

リスクコミュニケーションの話になりますが、今、国民生活モニターからのアンケート結果も紹介されました。もしできるならば、分かりやすい情報の提供の中で、例えば、都で行うプレスリリースについて、事前に幾つかのものを都民あるいは有識者を含めてチェックしていただいて、もっとこうすればよくなるのではないかという取組をするとよいと思います。

それから、都が直接都民全員に話しかけるのはほとんど不可能ですから、地域や色々な団体で御活躍されている方に助けてもらう必要があると思います。食育となると、どうしても教育庁との関係がありますから書いていないのかと思うのですが、消費者目線が重要と言いつつも、失礼ですけれども、消費者目線が必ずしも正しい認識となっていないというのが現状だと思います。いい取組がなされているし、安全になっているのだということを知るのは決して悪いことではないと思います。都としても、適切な副読本みたいなまとまったものを用意させて、食品関連の団体や消費者団体、メディア関連の方などに使っていただければ、意外とそれほどお金がかからなくても現状を改善していけるのではないかなと思うのです。

予算事項としても、例えば、検査を今以上に充実するのは非常に大変だと思います。それに比べれば、分かりやすい情報の提供を行うのは良いのではと思います。もし具体的にこのようなことに取り組むことになりましたら、私も一部お手伝いさせていた



だいても構わないかなと思います。以上です。

【丸山部会長】 ありがとうございます。同じように、全体的な御意見がありましたら、御発言をどうぞ。花澤委員、どうぞ。

【花澤委員】 関澤委員のお話を伺いながら思ったのですが、戦略的プラン3の「食の信頼確保に向けた都民への情報提供の充実」ですが、施策の方向性1は事業者がやらなければいけないこと、2番は行政がやらなければいけないこと、3番は、本来は、やはり消費者もしっかりしなければいけないのだろうと思っています。先ほど佐藤さんから説明がありました時には、この施策の方向性3について、食への正しい理解の推進というふうに説明いただいたと思います。食の信頼確保と裏腹になるのですが、何のために情報提供をしているかということ、やはり消費者に食への正しい理解をしてもらいたいということが一番なんだろうと思っています。ただ、消費者といっても、我々も消費者ですけれども、食のことばかりに時間を割くことはできませんので、行政から色々分かりやすい情報を提供するというのが基本的なことなのではないかと思います。消費者目線とか、消費者の視点とか、色々なことが言われていますが、その消費者というのは、ある程度自立した、自分でよく判断できる消費者になっていただきたいということが根本だと思うのです。この表題を変えてほしいということではありませんが、どこかにもう少し食への正しい理解が必要なのだということを感じていただければと思います。具体的に施策の方向性3を見ていると、消費者教育や消費者の正しい理解という内容が出てくるのですが、もう少し総論的なところに入れていただければと感じました。以上です。

【丸山部会長】 ありがとうございます。他に御意見はありますか。奥村委員、どうぞ。

【奥村委員】 これだけのものを読むのは大変だと思うのです。今回色々に議論した中で、先ほど出ていた、「食に対する都民の不安を解消し、信頼を確保する」というのが大前提にあるということですから、これは提案なのですが、最後の部分に、スローガンのようにこういう言葉を載せたらどうかと思います。

もう一点、行政と食品事業者と都民が同じ目線で食品の安全を考えていくことの大切さという、そういった言葉も含めて、最後の結論があればいいのではないのでしょうか。「不安を解消し、信頼を確保する」というのはこういうことなのだ、と分かるような記述が最後にあった方がいいと思います。そうすれば、読まれた方も何となく理解されるのではないかと思います。

【丸山部会長】 ありがとうございます。他に御意見はいかがでございますか。林委員、どうぞ。

【林委員】 非常に細かいことですが、10ページの一番下、基本施策23の輸入食品対策は、わずか2行で、「輸入食品の安全確保を図る」とだけしか書かれていません。これは少し寂しいと思います。戦略的プランでも取り上げているわけですから、もう少し、こんなことをやりますということを入れていただければと思います。

【丸山部会長】 そうですね。先ほど佐藤さんからは、専門班があるなど詳しく説明いただきました。そういうことまで含めての御意見ですね。

他に、是非こういうことは発言しておきたいということがございましたらどうぞ。

矢野委員、どうぞ。

【矢野委員】 全体の組立てに関しては、先ほど関澤委員や林委員からも御意見があったと思います。今回、改定するなかで、やはり課題と戦略的プランのつながりが、総合的な体系が間に入ることで、伝わりやすいとは思えません。今回改定をして、これから5年間のうちにこれだけの戦略的プランに力を注ぐのだということが、都民にとっても組立ての中から分かるようにする必要があると思います。ですから、どんな順番がいいのか、是非もう一度御検討いただきたいと思います。

【丸山部会長】 他にございましょうか。

それでは、大変貴重な御意見、熱心な内容の濃い御審議をいただきまして、ありがとうございます。ただ今各委員から挙げられた御意見を踏まえて、事務局において検討していただきたいと思います。それをどうするかということは、今後のスケジュールを含めて事務局から回答いただきたいと思います。事務局から説明をお願いします。

【佐藤食品安全担当係長】 それでは、今後のスケジュールについて、資料3にお示ししておりますので御覧ください。

今後、8月下旬の第1回食品安全審議会に、部会案としてこれまでの検討内容を御報告することになります。今回、様々な貴重な御意見をいただきまして、ありがとうございます。このたびは、事前に資料をお送りするのにもぎりぎりになってしまいましたので、非常にボリュームも多い資料ですし、加えての御意見がありましたら、7月24日までに事務局にお寄せいただけたらと思います。

今日の御意見とお送りいただきました御意見を踏まえまして、改めて中間のまとめ(案)を作らせていただきます。それを各委員の方々にお送りいたしますので、それに関してまた御意見をいただきたいと思います。最終的にできました中間まとめ(案)につきましては、部会長と御相談いたしまして、審議会への部会報告とさせていただきますと考えております。

資料3に今後の流れを書いておりますが、8月下旬に審議会に対して部会報告を行いまして、その後、審議会で御意見いただいた点について御審議いただくため、10月上旬に第5回検討部会を予定しております。その後、最終答申に向けて御検討いただきまして、10月下旬から11月上旬くらいに第2回審議会を開催し、答申をお受けするという流れで考えております。

答申を受けましてからは、答申に基づき、改めて計画を策定いたしまして、12月に計画(案)の公表をして都民の皆様からの御意見を募集いたします。その後、2月頃に計画を公表する運びになる予定です。以上です。

【丸山部会長】 今日は時間が十分なくて、御意見を承れなかった分もあると思います。今、事務局からお知らせいただいたように、御意見がありましたら7月24日までにお寄せいただきたいと思います。

事務局は、今日は様々な意見が出されて、組立てを変えた方がいいのではないかなというようなこともありましたので大変な作業になるとは思いますが、委員の先生方の御意見をできるだけ真摯に受けとめていただきまして、またいい案に練り上げていただきたいと思います。

それでは、本日予定していた議事は全て終了いたしました。委員の皆様には、長時

間にわたり御審議ありがとうございました。進行を事務局にお返しいたします。

【中村食品監視課長】 丸山部会長、議事進行ありがとうございました。先ほどスケジュールで御説明いたしましたが、次回の検討部会は、審議会を開いた後、10月上旬頃に予定しております。後日、改めて日程調整等をお願いいたしたいと思います。

それでは、本日の検討部会はこれもちまして終了いたします。皆様本当にありがとうございました。

午後 12 時 01 分閉会